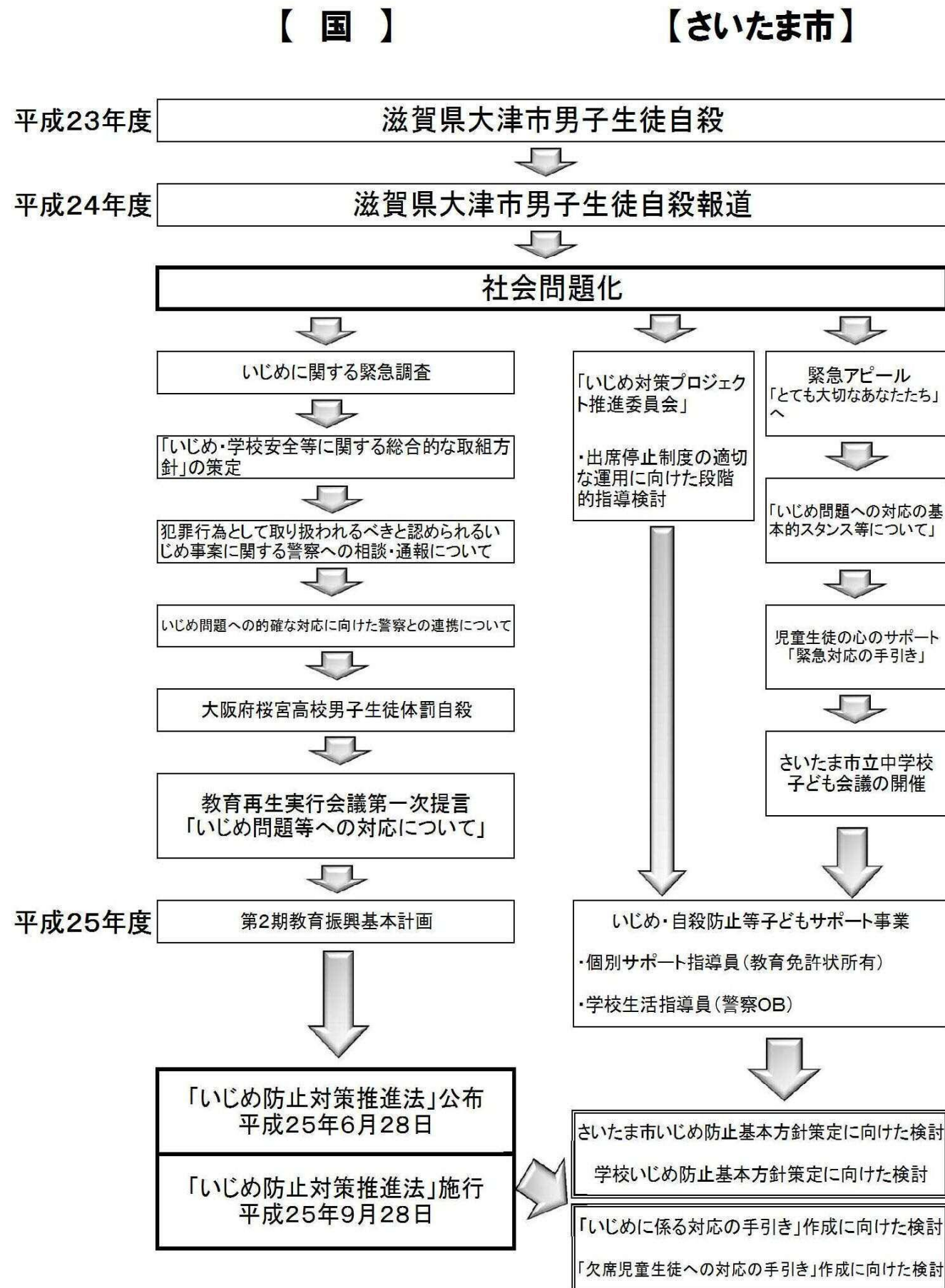


さいたま市いじめ防止基本方針策定の背景



さいたま市いじめ防止基本方針

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、学校と教育委員会だけでなく、社会総がかりでいじめの問題に対峙することが重要

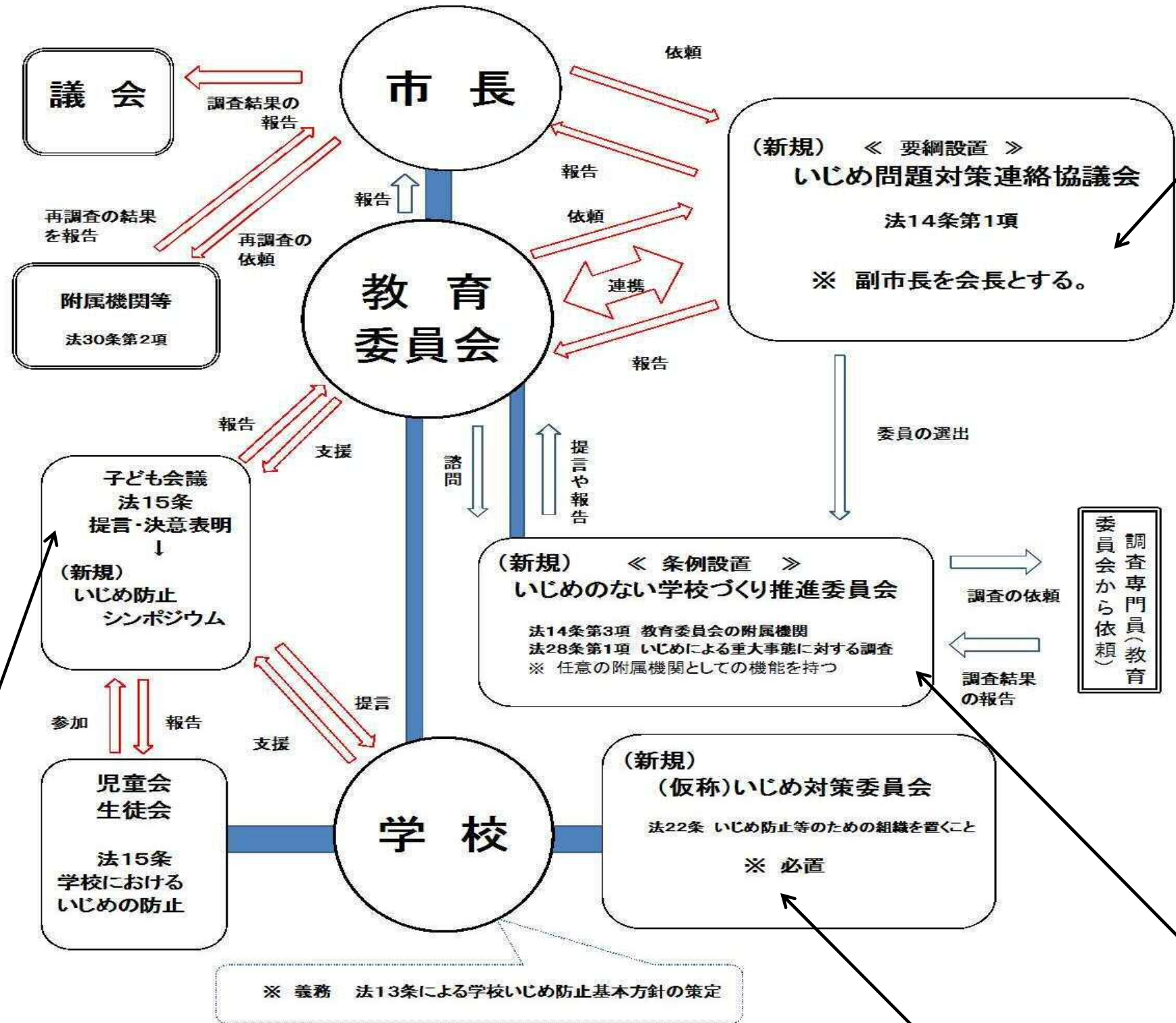
目的 市、学校、家庭、地域その他関係者連携の下、いじめの防止等の対策を、さいたま市総がかりで、総合的かつ効果的に推進するために策定する。

特徴

- 6つの立場における責務を分かりやすい言葉で明記
「市」「教育委員会」「学校」「保護者」「児童生徒」「市民等」
★それぞれの立場で、何をすればよいか明確になる
- 本市の先進的な施策のねらいや意図を位置付け
「人間関係プログラム」「いのちの支え合い」を学ぶ授業
いじめ撲滅強化月間 小・中一貫教育
ゲートキーパー研修等
★さいたま市総がかりで取り組むことで、より効果的になる

内容

- 方針 全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点
いじめに向かわせることなく、いじめを生まない土壌づくり
- 組織 法に基づく、いじめの防止等に係る実効的な取組を行う組織の設置
- いじめの早期発見と迅速かつ的確な対応
いじめは大人が気づきにくく、判断しにくい形で行われるという認識
6つの立場が連携して早期発見・組織的な対応
- 重大事態への対応
法28条第1項に規定する重大事態への具体的な対応



(新規) いじめ問題対策連絡協議会

目的
いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図り、ネットワークを構築するために各機関及び団体のトップをメンバーとした代表者による会議を行う。

所掌事務

- ① 関係機関等のネットワークの構築
- ② 本市のいじめの防止等に関する取組等に対する施策の推進・啓発
- ③ 本市のいじめの防止等に関する取組等に対する専門的な見地からの意見聴取

構成員

- 副市長を会長とする。
- 市長部局（関係局長）
- 児童相談所
- 地方法務局
- 警察
- 弁護士会
- 4 医師会連絡協議会
- 臨床心理士会
- 社会福祉士会
- 青少年育成さいたま市民会議
- 市PTA協議会
- 学識経験者
- 学校（小・中・高等・特別支援学校代表）
- 教育委員会（副教育長・3部長）

子ども会議

市立小・中学校の代表者による「子ども会議」を開催し、いじめの問題について協議する。その成果を踏まえ、小・中学校の代表者が一堂に会して「いじめ防止シンポジウム」を開き、いじめを起こさせない、見逃さない環境づくりを推進する。

(仮称) いじめ対策委員会

- ・ 学校は、学校におけるいじめの防止等のための対応を実効的に行うことを目的として、いじめ対策委員会を設置する。
- ・ 構成員は、当該学校の校長・複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他関係者とする。

(新規) いじめのない学校づくり推進委員会 ※ 法28条の組織も兼ねる。

目的 いじめのない学校づくりに必要な対策を実効的に行う。

所掌事務

- ① いじめのない学校づくりに関する研究
- ② いじめのない学校づくりの関する対策の企画、立案及び提案
- ③ いじめの事案に関する調査
- ④ 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査及び結果の報告

構成員 学識経験を有する者・関係団体の代表者・関係行政機関の職員
※いじめ問題対策連絡協議会の構成員に委員を選出していただく。